

大洲市週休2日確保工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、大洲市(以下「発注者」という。)が発注する工事において、建設現場における週休2日を確保することにより、建設業の就労環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保を目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 週休2日確保工事

本要領に基づき、週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

現場着手日(工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日)から工事完了日(後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日)までの期間をいう。

なお、年末年始(12月29日～1月3日)6日間、夏季休暇(土日除く)3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業(内業)を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 週休2日確保工事は、大洲市建設工事等発注標準のA等級以上の工事の中から発注者が選定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事(災害復旧等の緊急工事、供用開始時期が決められている工事等)
- (2) 現場条件又は対象期間の制約が厳しい工事
- (3) 対象期間のうち、実作業日数が1週間未満の工事
- (4) その他週休2日の確保に取り組むことが適当でないと認められる工事

(現場閉所日の確保)

第4条 週休2日確保工事の受注者(以下「受注者」という。)は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振替えを行うことができる。

3 現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行わないこととする。ただし、以下に該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わないこととする。

- (1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
- (2) 現場見学会等、現場を公開するもの。
- (3) 発注者の指示によるもの。

4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

(実施方法)

第5条 発注者は、第3条により週休2日確保工事の対象とした工事は、設計図書に特記仕様書（別紙1）を添付し、対象工事であることを明示するものとする。

2 週休2日確保工事の発注方式は、契約後、受注者の希望により週休2日確保工事を実施する受注者希望型とする。

3 その他実施に当たっては、特記仕様書により行うものとする。

（費用の計上）

第6条 週休2日確保工事に取り組んだ工事については、変更請負契約において、現場閉所の状況に応じた補正係数をそれぞれの経費に乗じることとする。

2 直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち、労務費、機械経費（賃料）及び間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を以下の区分に応じ補正する。

（1）土木工事標準積算基準書又は下水道用設計標準歩掛表による工事（以下「土木工事等」という。）別紙2（表1）

（2）港湾土木請負工事積算基準又は漁港漁場関係工事積算基準による工事（以下「港湾工事」という。）別紙2（表2）

（3）土地改良工事積算基準による工事（以下「農業土木工事」という。）別紙2（表3）

（4）治山林道必携による工事（以下「森林土木工事」という。）別紙2（表4）

（5）公共建築工事積算基準による工事（以下「営繕工事」という。）別紙2（表5）

3 前項の規定にかかわらず、市場単価等は、次の各号に掲げる区分に応じ補正する。

（1）土木工事等、農業土木工事及び森林土木工事における市場単価は、別紙3のとおり補正する。

（2）港湾工事における市場単価は、別紙4のとおり補正する。

（3）営繕工事における市場単価は、別紙5のとおり補正する。

（工事成績評価）

第7条 4週8休以上を達成した工事に限り、工事成績評価の「工程管理」及び「創意工夫」で加点評価を行う。

（留意事項）

第8条 週休2日確保工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

（1）工事を一時中止した場合は、週休2日相当が確保できる工期を延期する。

（2）施工箇所が点在する対象工事の場合、工事全体として判断する。

（3）現場閉所率は少数第1位までとし、少数第2位を四捨五入とする。

（入札公告）

第9条 週休2日確保工事の試行にあたっては、入札公告において対象工事である旨を明示するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

大洲市週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書

(対象)

第1条 本工事は、大洲市週休2日確保工事試行要領(以下、「要領」という。)に基づく週休2日確保工事の試行対象工事である。

(実施協議)

第2条 受注者は、週休2日確保工事を実施しようとする場合は、現場着手日までに、工事打合簿により発注者と協議しなければならない。

2 協議の結果、週休2日確保工事を実施することとなった場合は、以下の各条により取り組むものとする。

(現場閉所日の確保)

第3条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。

3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

(1)異常気象時等の緊急時の対応であるもの。

(2)現場見学会等、現場を公開するもの。

(3)発注者の指示によるもの。

(実施方法)

第4条 工事請負契約約款第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週休2日を反映したものにななければならない。

2 受注者は、施工計画書に週休2日確保工事について記載しなければならない。

3 受注者は、現場着手日までに「月間現場閉所(計画・報告)書」(様式1)を監督員に提出し確認を受けらるものとする。

4 受注者は、原則として毎月末に「月間現場閉所(計画・報告)書」(様式1)を監督員に提出し、現場閉所の状況を報告するものとする。

5 受注者は、工事途中で週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合簿に理由を記載し監督員に通知しなければならない。

6 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知しなければならない。

7 受注者は、第3条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。

8 受注者は、現場作業がすべて完了した後、「週休2日確保工事履行報告書」(様式2)を作成のうえ監督員に提出しなければならない。

9 受注者は、工事日報、KY活動日誌等を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第5条 週休2日確保工事に取り組んだ工事については、要領第6条に基づき設計変更を行い、週休2日確保工事に係る費用を計上するものとする。現場閉所の状況に応じた補正係数をそれぞれの経費に乗じることとする。なお、費用の計上は最終変更契約時において行うものとする。

(その他)

第6条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

様式1

月間現場閉所(計画・報告)書

工事名:

工期：

受注者:

現場代理人:

項目	事例	結果
作業	作業を実施	稼働日
休日	現場閉所(休日)	閉所日
天候	天候による現場閉所	閉所日
製作	工場製作	対象外
中止	工程調整等による一時中止	対象外
その他	その他、対象期間外	対象外

[illegible]

様式2

提出日 年 月 日

(提出先)大洲市長

週休2日確保工事履行報告書

受注者 ○○建設株式会社

代表取締役 ○○ ○○

次のとおり、週休2日確保工事の実施結果を報告します。

工事名	大○第1号 ○○○○工事
工期	年 月 日～ 年 月 日
対象日数	
現場閉所日	
現場閉所率	

別紙2(第6条関係)

表1 土木工事等

現場閉所状況 現場閉所率	4週6休 21.4%以上 25.0%未満	4週7休 25.0%以上 28.5%未満	4週8休以上 28.5%以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

表2 港湾工事

現場閉所状況 現場閉所率	4週8休以上 28.5%以上
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

表3 農業土木工事

現場閉所状況 現場閉所率	4週6休 21.4%以上 25.0%未満	4週7休 25.0%以上 28.5%未満	4週8休以上 28.5%以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.03	1.04	1.05
場管理費率	1.04	1.05	1.07

表4 森林土木工事

現場閉所状況 現場閉所率	4週6休 21.4%以上 25.0%未満	4週7休 25.0%以上 28.5%未満	4週8休以上 28.5%以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

表5 営繕工事

現場閉所状況 現場閉所率	4週6休 21.4%以上 25.0%未満	4週7休 25.0%以上 28.5%未満	4週8休以上 28.5%以上
労務費	1.01	1.03	1.05

別紙3(第6条関係)

市場単価の補正(土木工事等)

補正する市場単価は、土木工事標準積算基準書第VI編第2章市場単価及び下水道用設計標準歩掛表Ⅷ管路施設(市場単価)編に記載のあるものを対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

名称	区分	補正係数		
		4週6休	4週7休	4週8休以上
鉄筋工	設置	1.01	1.03	1.05
ガス圧接工	撤去	1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

名 称	区 分	補正係数		
		4週6休	4週7休	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

別紙4(第6条関係)

市場単価の補正(港湾工事(港湾に関わる海岸を含む。))

補正する市場単価は、港湾請負工事積算基準第4章市場単価に記載のあるもののうち、港湾工事市場単価を対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

工 種	補正係数
	4週8休以上
底面工	1.04
マット工(アスファルトマット設置)	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工(吊鉄筋・吊バー)	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工(ポンプ打設)	1.05
コンクリート打設工(ポンプ打設以外)	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付工	1.05
防舷材取付工	1.05
車止・縁金物取付工	1.05
係船柱・防舷材・車止撤去工	1.05
電気防食工	1.05
防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.04
港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物塗装)	1.04
ペトロラタム被覆工	1.05
現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.05
現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05

別紙 5(第6条関係)

市場単価等の補正(営繕工事)

市場単価等については、以下により補正する。

1 市場単価及び補正市場単価

市場単価及び補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【全館無人改修の場合(基準単価の算定)】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【執務並行改修の場合(基準補正単価の算定)】

- ・市場単価×改修補正率
- ・補正市場単価×改修補正率

※「基準単価」、「基準補正単価」とは、国土交通省官庁営繕部作成の公共建築工事積算基準等資料による。

※執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価又は補正市場単価を補正して算定すること。

2 物価資料に掲載された材工単価

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、当該掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格×新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格×改修補正率

表A-2 建築工事の補正率

工 種	摘 要	4週6休		4週7休		4週 8 休以上	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
		補正率	補正率	補正率	補正率	補正率	補正率
仮設工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
土工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
地業工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄筋工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
コンクリート工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
型枠工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄骨工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
既製コンクリート		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.01	1.07	1.01	1.08	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14	1.02	1.15	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
石工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
タイル工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
木工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
屋根及びとい		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.01	1.09	1.01	1.10	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
左官工事(上記以外)	市場単価	1.01	1.15	1.02	1.16	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10	1.01	1.11	1.02	1.12
建具(シーリング)	市場単価	1.01	1.15	1.02	1.17	1.04	1.19
建具	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.01	1.14	1.02	1.16	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.01	1.12	1.02	1.13	1.03	1.15
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08	1.01	1.09	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

※「市場単価」:市場単価及び補正市場単価、「物価資料」:物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	4週6休		4週7休		4週 8 休以上	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
		補正率	補正率	補正率	補正率	補正率	補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ	1.01	1.18	1.02	1.20	1.04	1.22
	及び同ボックス						
	ケーブルラック	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置	1.01	1.18	1.02	1.19	1.03	1.21
	ボックス用ボンディング						
	プルボックス	1.01	1.13	1.01	1.14	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブル	1.01	1.14	1.02	1.15	1.03	1.16
	ラック用(壁・床)						
	防火区画貫通処理金属管	1.01	1.05	1.01	1.05	1.01	1.06
	丸型用						
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び	1.01	1.17	1.02	1.18	1.03	1.20
	600V 絶縁ケーブル						
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋 設票(金属製)	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

表M-2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	4週6休		4週7休		4週 8 休以上	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
		補正率	補正率	補正率	補正率	補正率	補正率
保湿工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト付属 品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25
衛生器具 (ユニットを 除く)	取付手間のみ	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25

大洲市週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書

(対象)

第1条 本工事は、大洲市週休2日確保工事試行要領(以下、「要領」という。)に基づく週休2日確保工事の試行対象工事である。

(実施協議)

第2条 受注者は、週休2日確保工事を実施しようとする場合は、現場着手日までに、工事打合簿により発注者と協議しなければならない。

2 協議の結果、週休2日確保工事を実施することとなった場合は、以下の各条により取り組むものとする。

(現場閉所日の確保)

第3条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。

3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

(1)異常気象時等の緊急時の対応であるもの。

(2)現場見学会等、現場を公開するもの。

(3)発注者の指示によるもの。

(実施方法)

第4条 工事請負契約約款第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週休2日を反映したものにななければならない。

2 受注者は、施工計画書に週休2日確保工事について記載しなければならない。

3 受注者は、現場着手日までに「月間現場閉所(計画・報告)書」(様式1)を監督員に提出し確認を受けらるものとする。

4 受注者は、原則として毎月末に「月間現場閉所(計画・報告)書」(様式1)を監督員に提出し、現場閉所の状況を報告するものとする。

5 受注者は、工事途中で週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合簿に理由を記載し監督員に通知しなければならない。

6 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知しなければならない。

7 受注者は、第3条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。

8 受注者は、現場作業がすべて完了した後、「週休2日確保工事履行報告書」(様式2)を作成のうえ監督員に提出しなければならない。

9 受注者は、工事日報、KY活動日誌等を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第5条 週休2日確保工事に取り組んだ工事については、要領第6条に基づき設計変更を行い、週休2日確保工事に係る費用を計上するものとする。現場閉所の状況に応じた補正係数をそれぞれの経費に乗じることとする。なお、費用の計上は最終変更契約時において行うものとする。

(その他)

第6条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

様式1

月間現場閉所(計画・報告)書

工事名:

工期：

受注者:

現場代理人:

項目	事例	結果
作業	作業を実施	稼働日
休日	現場閉所(休日)	閉所日
天候	天候による現場閉所	閉所日
製作	工場製作	対象外
中止	工程調整等による一時中止	対象外
その他	その他、対象期間外	対象外

[illegible]

様式2

提出日 年 月 日

(提出先)大洲市長

週休2日確保工事履行報告書

受注者 ○○建設株式会社

代表取締役 ○○ ○○

次のとおり、週休2日確保工事の実施結果を報告します。

工事名	大○第1号 ○○○○工事
工期	年 月 日～ 年 月 日
対象日数	
現場閉所日	
現場閉所率	